

現行制度の課題の整理②（前回からの追加事項）

（第6回検討会 検討事項）

（1）副業・兼業を行う労働者の保護に当たっての留意事項

- 裁判例では、労働者が労働時間以外の時間をどのように利用するかは労働者の自由であり、各企業においてそれを制限することが許されるのは、労務提供上の支障がある場合等とされているが、就業規則で何らかの規制がされていることが多いことについてどう考えるか。
- 使用者に通算した労働時間の管理を厳格に求めることは、上記の裁判例に照らし、合理性がどこまで認められるか。
- 副業・兼業には、
 - ① 企業内だけでは身につけられない幅広い経験を身につけ、生産性の向上やイノベーションを進めるようなもの
 - ② 収入面からのもの（例：バイトの掛け持ちなど）があるが、使用者の労働時間管理や健康管理の観点から、両者は同一に取り扱うべきか。それとも、差を設けるべきか。
- 副業・兼業には、雇用のもの、非雇用のものであるが、労働時間管理や健康管理の観点で、取扱いに差を設けるべきかどうか。

（2）上限規制を遵守するに当たっての課題

- 上限規制を遵守するためには、少なくとも、通算した労働時間が上限規制を超えそうな労働者については、日々厳密に労働時間把握を行う必要性が生じるが、どう考えるか。
- 上限規制のために労働時間を把握する場合、自己申告を基本とすることについて、どう考えるか。
- 労働者からの自己申告を求める場合、その客観性について、どう考えるべきか。
- 使用者が、労働者の副業・兼業の事実を知らない場合や、労働者からの適切な自己申告が得られない場合について、どう考えるか。